

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班
分担研究報告書

受動喫煙防止の法的規制による飲食店の受動喫煙対策へのインパクト評価

研究分担者	村木 功	大阪大学大学院医学研究科公衆衛生学	助教
研究協力者	伊藤 ゆり	大阪医科大学研究支援センター	准教授
	片岡 葵	大阪医科大学研究支援センター	研究支援者
	菊池 宏幸	東京医科大学公衆衛生学分野	講師
	清原 康介	大妻女子大学公衆衛生学・健康科学	助教
	安藤絵美子	国立がん研究センター検診研究部	特任研究員

研究要旨

本研究では、改正健康増進法の全面施行前後での飲食店での受動喫煙防止対策へのインパクト評価を行うため、改正健康増進法の全面施行前の基礎調査として、1) 飲食店への質問票調査、2) 飲食店民間データベース調査を行った。1) 飲食店への質問票調査は、主に小規模飲食店 6,000 店舗を対象に実施し、776 店舗より有効回答を得た。2) 飲食店民間データベース調査では、主要 3 社の飲食店民間データベースを対象とし、のべ 2,093,459 店舗の情報を収集した。

引き続き、経年的に同様の調査を行い、改正健康増進法の飲食店の受動喫煙防止対策へのインパクト評価を行っていく予定である。

A. 研究目的

令和 2 年 4 月 1 日より改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策として飲食店は「原則屋内全面禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）」となる。しかし、加熱式タバコについては、当分の間の措置として、「原則屋内全面禁煙（喫煙室（飲食等も可）内でのみ喫煙可）」となることや既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額 5000 万円以下（※一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合は除く））かつ客席面積 100m²以下の飲食店）では、別の法律で定める日までの措置として「標識の掲示により喫

煙可」とできることが定められており、加熱式タバコや既存特定飲食提供施設において、改正健康増進法により受動喫煙対策がどの程度推進されるかは定かではない。

そこで、本研究では改正健康増進法の全面施行前後での飲食店における受動喫煙対策の変化を飲食店への質問票調査による質的調査および飲食店民間データベースに基づく量的調査により把握することを目的とする。本年度は改正健康増進法の全面施行前の初期データを収集した。

B. 研究方法

1) 飲食店への質問票調査

東京都、大阪府、青森県の一部地域において、食品営業許可施設一覧を情報公開請求により取得した。食品営業許可施設一覧と飲食店民間データベースの店舗情報と比較し、飲食店民間データベース記載の店舗名・住所が概ね正しいことを確認した。飲食店民間データベースを用いて、登録情報（業種、座席数、ジャンルなど）より改正健康増進法における既存特定飲食提供施設に該当することが推測される店舗を選定した。選定された6,000店舗（各都府県2,000店舗）に対し、調査票（図1）を郵送にて配布した（2020年2月初旬）。回答は郵送、FAX、Webフォームのいずれかにより回収した（回収期限：2020年3月中旬）。

調査票（図1）は、研究代表者、研究分担者、および研究協力者の協議にて、改正健康増進法・関連条例における既存特定飲食提供施設基準、受動喫煙防止対策、飲食店特性の観点から調査項目を決定し、調査業務実施業者（株式会社ジック）との編集・調整作業を経て、作成した。

2) 飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベースの主要3社（以下、G社、H社、T社とする）について、Webスクレイピングツール（シルクスク립ト社）を使用して、店舗情報の抽出を行った（2019年12月～2020年2月）。

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象としないため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

1) 飲食店への質問票調査（図2）

調査票は879店舗（回収率：14.7%）から返送された。店舗所在地、客席面積、屋内客席喫煙ルールへの回答を得られた776店舗（東京都252店舗、大阪府234店舗、青森県290店舗；有効回答率：12.9%）を集計対象とした。

客席面積は30m²未満が43.4%（337/776）、30～100m²未満が51.5%（400/776）、100m²以上が5.0%（39/776）と100m²未満が94.9%であった。

屋内客席の喫煙ルールとして、全面禁煙が50.1%（389/776）であった。全面禁煙店舗において、禁煙エリア・時間帯で加熱式タバコを吸える店舗は22店舗であった。

改正健康増進法・条例等施行により屋内の喫煙ルールを変更する（予定）店舗は14.7%（107/726）であり、全面禁煙に変更する店舗が89.6%（86/96）であった。変更予定なしの店舗も加えると、全面禁煙店舗は59.5%

（455/765）であった。変更後の全面禁煙店舗において、禁煙エリア・時間帯で加熱式タバコを吸える店舗は18店舗であった。

2) 飲食店民間データベース調査（図3）

飲食店民間データベースの登録飲食店店舗数はG社508,440店舗、H社756,885店舗、T社900,142店舗であった（2019年11月末現在）。本研究では、G社502,320店舗（98.8%）、H社756,917店舗（100.0%）、T社834,222店舗（92.7%）を抽出した。喫煙ルールに関して、有効なデータが登録されている店舗数はそれぞれ87,666店舗（17.5%）、250,208店舗（33.1%）、363,503店舗（43.6%）であった。

喫煙ルール登録店舗数は都市部で多い傾向にあり、また、データベース間の比較可能性

を高めるため、全面禁煙店舗割合は喫煙ルール未登録を除いて算出した。全面禁煙店舗割合は、全国で31.7～41.1%であった。都道府県別では、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、宮崎県、沖縄県が複数のデータベースで一致して高く、青森県、秋田県、大阪府、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県が複数のデータベースで一致して低かった。飲食店への質問票調査の対象とした東京都では32.4～40.2%、大阪府では23.7～30.3%、青森県では28.2～38.4%であった。

D. 考察

1) 飲食店への質問票調査

本研究では、飲食店への質問票調査の回収率が14.7%と極めて低い結果であった。都道府県が無作為抽出対象への郵送による調査で実施した飲食店における受動喫煙防止対策に関する調査では、回収率が東京都調査（令和元年12月～令和2年1月：対象10,000店舗）18.4%、大阪府調査（平成30年9～11月：対象10,000店舗）12.6%であった。東京都では平成29年7～8月に20,000店舗を対象に郵送調査を実施しているが、その時の回収率が34.5%と令和元年度の2倍弱であったことから、改正健康増進法の全体像が明らかとなった後に回答が得られにくくなっている可能性がある。これらの点を考慮すると、本研究における低い回収率は調査方法上の課題によるものではない可能性が高い。

本研究では全面禁煙が、調査時点（2020年2～3月）で50.1%、2020年4月以降の喫煙ルールでは59.5%と9.4%の増加であり、大部分の店舗が現状維持に留まる結果であった。令和元年度東京都調査での全面禁煙割合は、調査時点で43.6%、2020年4月以降で68.3%と14.7%の増加と本調査よりも増加が大きかった。本研究では100m²未満の小規模飲食店を中心に調査を行っており、経営者単独が40%

程度と多く、東京都条例の規制を受けにくい店舗が多いことによる可能性がある。令和元年度東京都調査は速報のみであり、全集計結果が報告されたのちに詳細な比較検討が必要である。

2) 飲食店民間データベース調査

我が国において、飲食店の喫煙ルールについての悉皆的な調査は行われておらず、飲食店民間データベースの集計はその代用となると考えられる。しかし、飲食店民間データベースにおいても半数以上の登録店舗で喫煙ルールが登録されておらず、利用データベース、集計方法による集計値のばらつきが大きいたことが明らかとなった。

禁煙飲食店割合は東京都調査（平成29年7～8月：対象20,000店舗）では、一般飲食店で44.7%、遊興飲食店で8.9%であり、この調査結果を用いて、平成28年度経済センサスー活動調査で調査された飲食店55,574事業所の分類別割合により統合すると、29.3%であった。本研究では32.4～40.2%であり、平成29年度東京都調査よりもやや大きな割合となっていた。本研究が東京都調査の2年半後に行われていることから、飲食店における全面禁煙化が進んだ結果である可能性が考えられる。

また、大阪府調査（平成30年9～11月：対象10,000店舗）では、業種別の禁煙割合が報告されていないが、調査全体として禁煙飲食店割合（喫煙専用室設置を含む）は26.7%であった。本研究では、23.7～30.3%であり、概ね同様の結果であった。

E. 結論

本研究により、2020年4月の改正健康増進法の全面施行前の飲食店の受動喫煙防止対策の状況を確認できた。東京都調査や大阪府調

査の結果と異なる部分もあり、より詳細な分析を行う必要がある。

引き続き、経年的に同様の調査を行い、改正健康増進法の飲食店の受動喫煙防止対策へのインパクト評価を行っていく予定である。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

該当なし


図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票

受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響に係るアンケート

※本調査は **Web で回答可能**です。回答方法の詳細は『「受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響調査」アンケートご協力お願い』の裏面をご参照下さい。Web で回答いただいた場合は紙面での回答は**不要**です。

アンケートサイト URL : https://questant.jp/q/taisaku_judokitsuen_1

QR コード :



※本調査票で回答調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて**3月8日(日)まで**に投函してください。

※調査への協力は任意であり、協力しなかったことで貴店舗が不利益を被ることはありません。

※アンケートへの回答をもって本調査の趣旨を理解し、ご協力を承諾いただいたものとみなします。

下記の欄からご記入ください

■ **貴店舗名（調査票が届いた店舗名）をご記入下さい。**
※店舗名は統計処理のみに使用し、**特定できる形で公表することはありません。**

■ **メールアドレスをご記入下さい。**
※次年度以降の調査連絡用のみに使用し、**公表やその他の目的で使用することはありません。**連絡可能なメールアドレスがない場合は空欄で構いません。

◇**調査票内の「喫煙」の定義について**
特に明示のない場合、**紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ※**の使用を意味します。

※**加熱式たばこ**
たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱して吸う新型のたばこで、アイコス、プルームテック、グローなどの製品があります。

1

図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

I 貴店についておたずねします。
 （複数の店舗をお持ちの場合でも、調査票が届いた店舗についてお答えください）

問 1 店舗の所在地をお答え下さい。

■店舗の所在地（都道府県）（○は1つ）

1 東京都	2 大阪府	3 青森県
-------	-------	-------

■店舗の所在地（市区町村）

	市		（ 区・町・村 ）
--	---	--	-----------

問 2 開業年をお答え下さい。（○は1つ）

1 2019年	2 2015～2018年	3 2010～2014年
4 2000～2009年	5 1999年以前	

問 3 従業員数（アルバイトを含む）をお答え下さい。（○は1つ）

1 0人（経営者、家族のみ）	2 1人	3 2～5人	4 5～10人	5 10人以上
----------------	------	--------	---------	---------

問 4 従業員のうち20歳未満の従業員数をお答えください。（○は1つ）

1 0人	2 1人	3 2～5人	4 5～10人	5 10人以上
------	------	--------	---------	---------

問 5 客席数をお答えください。（○は1つ）

1 1～9席	2 10～19席	3 20～29席	4 30～49席
5 50席以上	6 立ち飲み・スタンディング（収容人数 人）		

問 6 客席面積（店舗面積－厨房面積）について、該当するものを選んでください。（○は1つ）

1 30㎡（9.1坪）以下	2 31～100㎡（9.2～30.3坪）	3 100㎡（30.3坪）超
---------------	----------------------	----------------

問 7 経営上、特に力を入れている点について、該当するものを選んでください。（○は3つ）

1 広い客席スペース	2 店内の内装・雰囲気	3 客の回転率
4 店員と客との親しみやすさ	5 子ども向けサービス	6 女性向けサービス
7 外国人対応	8 料理・ドリンクの味や質	9 料理・ドリンクの種類の多さ
10 従業員の教育	11 コストパフォーマンス	12 料理等の提供の速さ
13 その他（	）	

図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票 (続き)

◆客層についてお答え下さい。

問 8-1 男女比についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 男性客が多い 2 女性客が多い 3 概ね同じ

問 8-2 年齢層についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 若年層が多い 2 中年層が多い 3 高齢層が多い 4 特定の年齢の偏りはない

問 8-3 来店者人数の構成について傾向をお答え下さい。(○は1つ)

- 1 1人が多い 2 2人が多い 3 3-4人が多い
4 5-9人が多い 5 10人以上が多い 6 定まっていない

◆客数についてお答え下さい。

問 9-1 中高生の客数についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 多い 2 少しいる 3 ほとんどいない

問 9-2 家族連れの客数についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 多い 2 少しいる 3 ほとんどいない

問 9-3 常連客の客数についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 多い 2 少しいる 3 ほとんどいない

問 9-4 喫煙者の客数についてお答え下さい。(○は1つ)

- 1 多い 2 少しいる 3 ほとんどいない

図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

II 店内の喫煙ルールについて

※特に指示がない場合は、全ての設問にご回答ください。

問 10 店内の喫煙ルールの決定にあたり考慮したことについて、該当するものを選んでください。（○は3つ）

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| 1 特になし | 2 売り上げ | 3 設備に係る設置費用 |
| 4 臭いや汚れなどの清掃費用 | 5 他店との差別化 | 6 料理や飲み物の味・香り |
| 7 顧客の喫煙状況 | 8 顧客の健康 | 9 顧客の要望 |
| 10 店主・従業員の喫煙状況 | 11 店主・従業員の健康 | 12 従業員の要望 |
| 13 所属組合や営業本部の方針 | 14 テナントビルからの要望 | 15 社会の動き |
| 16 その他() | | |

現在の屋内における客席の喫煙ルールについてお答え下さい

問 11 現在の屋内における客席の喫煙※ルールについて、該当するものを選んで下さい。（○はあてはまるものすべて）

※ここでの喫煙は「紙巻きたばこ・葉巻・パイプの使用」を指します。

- | |
|---|
| 1 全面禁煙…全ての客席が禁煙である ⇒ 問 13 へ |
| 2 完全分煙…隙間・開放窓がなく壁等で仕切られた禁煙席がある ⇒ 問 12,13 へ |
| 3 区域分煙…喫煙席と禁煙席が壁等で仕切られていない、仕切りに隙間、開放窓がある ⇒ 問 12,13 へ |
| 4 時間分煙…特定の時間帯のみ禁煙にしている ⇒ 問 12,13 へ |
| 5 喫煙可 ⇒ 問 14 へ |

問 11 で「2～4」と答えた方にお聞きします。

問 12 喫煙エリアまたは喫煙の時間帯における従業員の業務担当について、該当するものを選んで下さい。（○は1つ）

- | | | |
|----------|----------------------|-------------|
| 1 喫煙者が担当 | 2 喫煙の有無によらず、20歳以上が担当 | 3 担当者の制限はない |
|----------|----------------------|-------------|

問 11 で「1～4」と答えた方にお聞きします。

問 13 現在の屋内における禁煙席または禁煙時間帯の加熱式たばこ使用について、該当するものを選んで下さい。（○は1つ）

- | | |
|---------|----------|
| 1 使用できる | 2 使用できない |
|---------|----------|

図1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

問14 2020年4月の改正健康増進法・条例等施行に伴い、貴店舗では屋内における喫煙ルールを変更しますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1 する ⇒ 問15.16△ | 2 する予定(4月より後に) ⇒ 問15.16△ |
| 3 検討中 | 4 しない |

変更する(または予定の)喫煙ルールについてお答え下さい

問14で「1、2」と答えた方にお聞きします。

問15 2020年4月以降の屋内における客席の喫煙※ルールについて、

該当するものを選んで下さい。(○はあてはまるものすべて)

※ここでの喫煙は「紙巻きたばこ・葉巻・パイプの使用」を指します。

- | |
|---|
| 1 全面禁煙…全ての客席が禁煙である ⇒ 問16△ |
| 2 完全分煙…隙間・開放窓がなく壁等で仕切られた禁煙席がある ⇒ 問16△ |
| 3 区域分煙…喫煙席と禁煙席が壁等で仕切られていない、仕切りに隙間、開放窓がある ⇒ 問16△ |
| 4 時間分煙…特定の時間帯のみ禁煙にしている ⇒ 問16△ |
| 5 喫煙可 ⇒ 問17△ |

問15で「1～4」と答えた方にお聞きします。

問16 2020年4月以降の屋内における禁煙席または禁煙時間帯の

加熱式たばこ使用について、該当するものを選んで下さい。(○は1つ)

- | | |
|---------|----------|
| 1 使用できる | 2 使用できない |
|---------|----------|

図1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

現在の屋外における客席の喫煙ルールについてお答え下さい

問 17 現在の屋外における客席の喫煙※ルールについて、該当するものを選んで下さい。（○はあてはまるものすべて）

※ここでの喫煙は「紙巻きたばこ・葉巻・パイプの使用」を指します。

- 1 全面禁煙…全ての客席が禁煙である ⇒ 問18△
- 2 完全分煙…隙間・開放窓がなく壁等で仕切られた禁煙席がある ⇒ 問18△
- 3 区域分煙…喫煙席と禁煙席が壁等で仕切られていない、仕切りに隙間、開放窓がある ⇒ 問18△
- 4 時間分煙…特定の時間帯のみ禁煙にしている ⇒ 問18△
- 5 喫煙可 ⇒ 問19△

問 17 で「1～4」と答えた方にお聞きします。

問 18 現在の屋外における禁煙席または禁煙時間帯の加熱式たばこ使用について、該当するものを選んで下さい。（○は1つ）

- 1 使用できる
- 2 使用できない

客席以外の喫煙場所や禁煙化の影響についてお答え下さい

問 19 客席以外の喫煙できる場所について、該当するものを選んでください。（○はあてはまるものすべて）

- 1 店内の喫煙室
- 2 施設内の共用喫煙室
- 3 店先(路上)
- 4 屋外の共用喫煙所
- 5 その他()

問 20 禁煙化したことで生じた不都合や、今後の禁煙化に対する不安について、該当するものをすべてを選んでください。（○はあてはまるものすべて）

- 1 売上げの減少
- 2 顧客数の減少
- 3 経費の増加
- 4 従業員の離職
- 5 その他()
- 6 特になし

問 21 禁煙化による好影響や、今後の禁煙化に対する期待について、該当するものをすべてを選んでください。（○はあてはまるものすべて）

- 1 売上げの増加
- 2 顧客数の増加
- 3 経費の減少
- 4 従業員の健康状態
- 5 その他()
- 6 特になし

図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

Ⅲ 経営者、従業員の喫煙状況等について

※特に指示がない場合は、全ての設問にご回答ください。

問 22 経営者（店長等）の喫煙状況について、該当するものを選んでください。

（○は1つ）

1 喫煙しない 2 喫煙する 3 禁煙した

問 23 従業員（経営者以外）の喫煙状況について、該当するものを選んでください。

（○は1つ）

1 喫煙する者はいない 2 喫煙する者がいる 3 わからない

問 22 または問 23 で「2」を回答された方にお聞きします。

問 24 経営者・従業員の勤務時間中の喫煙について、該当するものを選んでください。

（○は1つ）

1 勤務時間中は禁煙 2 屋外でのみ喫煙を認めている 3 屋内での喫煙を認めている

Ⅳ その他

問 25 受動喫煙対策の強化への対処について、国・行政に期待することをすべて選んで下さい。（○はあてはまるものすべて）

1 さらなる規制の強化（全面禁煙化）	2 規制の緩和・撤廃（自由に選択できる）
3 補助金の拡充	4 住民への周知
5 喫煙者への禁煙治療支援の強化	6 店舗禁煙化に関するコンサルティング強化
7 公衆喫煙所の増加など喫煙者への対応	8 禁煙飲食店への優遇制度
9 特になし	

図 1. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート調査票（続き）

問 26 法改正や条例化など、受動喫煙対策の強化への対処について、希望する支援
やご意見・ご感想等があれば、ご自由に記入ください。

以上です。ご協力ありがとうございました。

※研究概要については以下のサイトからご参照ください。

大阪大学大学院医学系研究科公衆衛生学教室
「受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響調査」

<http://www.pbhel.med.osaka-u.ac.jp/themes/yobou.html>



図2. 受動喫煙対策の強化に伴う飲食店への影響にかかるアンケート結果

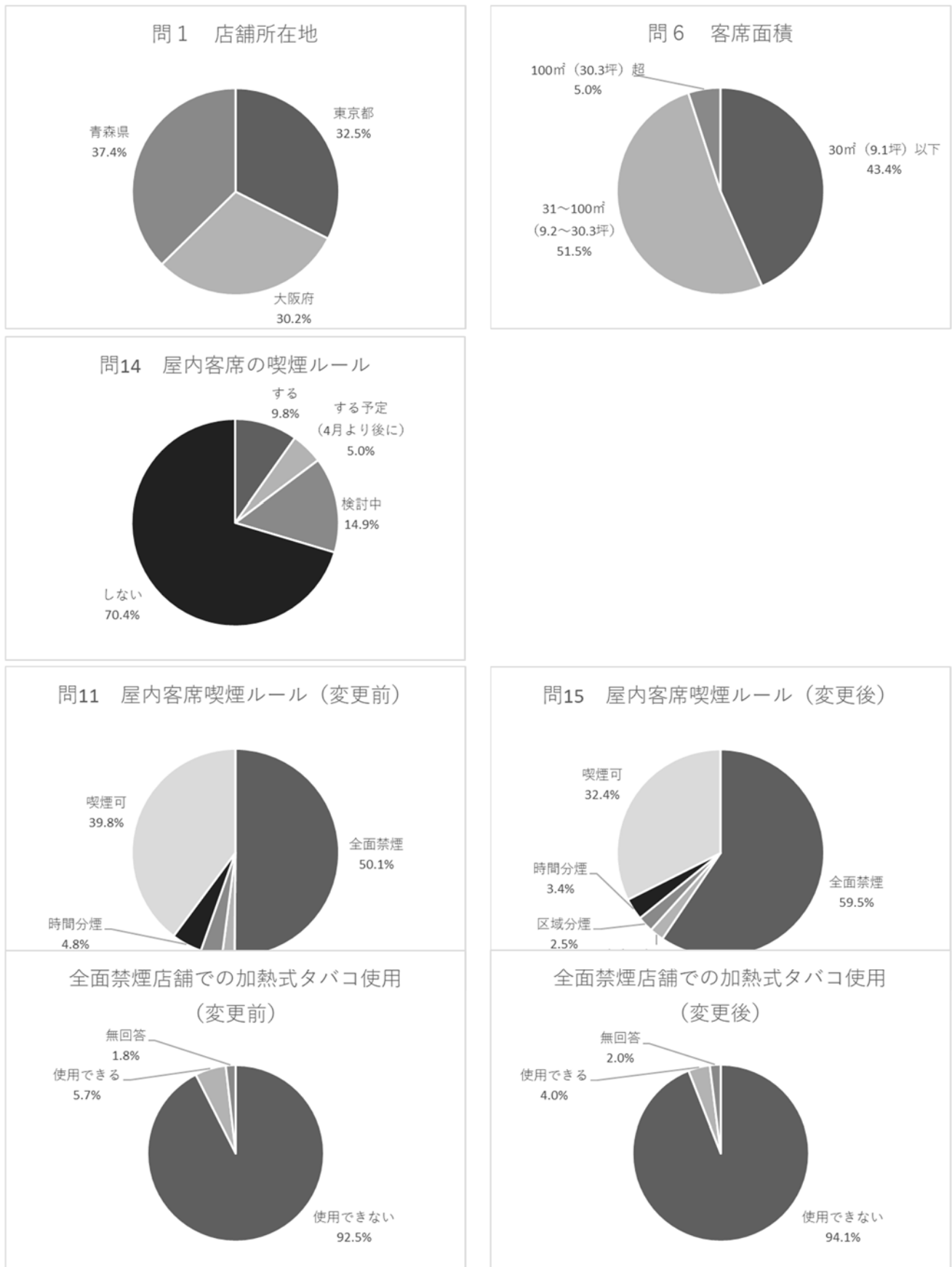


図3. 飲食店民間データベースにおける都道府県別禁煙飲食店割合

